

第15回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- **放送日** 令和6年3月19日(火)、26日(火)
- **テーマ** 自動車の適正登録のお願いと減免制度、収納方法等についてのお知らせ
- **出演者** 南信県税事務所諏訪事務所 速見 透花

○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) 今日は、自動車税についてお知らせがあるとお聞きしましたが、自動車を持っていると、毎年5月に税金を納めるよう通知が来ますよね。

(A) はい。自動車税種別割の納税通知書は、毎年5月中旬にはお手元に届くよう発送させていただいております。

(Q) その時期、どのような問い合わせが多いですか？

(A) はい。「車を買って替えたのに、前の車の納税通知書も届いたけど、どうして？」といったお問い合わせをよく頂戴します。

これは、お車を買って替えの際下取りに出されたお車や、個人的に売買、あるいは譲渡されたお車の車検証上の登録内容が変更されていないことが原因であることがほとんどです。

(Q) そのような場合、どうしたらよいですか？

(A) 前の車の納税通知書が届いてしまったときは、まず下取りに出した車屋さん等、あるいは、個人的に取引した相手方へ、車検証の登録内容を変更したかどうか確認していただくことになります。

(Q) いつまでに手続きすれば、このような事態にならないのでしょうか？

(A) 自動車税種別割の納税義務者は、毎年4月1日午前0時現在で車検証に登録されている名義人となります。これは、車検証の所有者欄に記載されている方、あるいは所有者が車屋さん等の場合は、使用者欄に記載されている方となります。

したがって、運輸支局等において、3月31日までに車検証の所有者、あるいは使用者の変更手続きが完了されないと、「翌年度も同じ方が納税義務者となる」ということとなります。

(Q) なるほど。3月31日までに車検証上の名義を変更していないことで、「既に手放したはずの車の税金を納付しなくてはならない」状態になってしまうというわけですね？

(A) はい、その通りです。

(A) 3月下旬は運輸支局等の窓口が大変混み合うとお聞きしているため、早めに前のお車の登録内容をご確認されることをお勧めします。

(Q) わかりました。

さて、自動車税種別割の減免制度についてもお知らせがあるようですね。

(A) はい。では概略をご説明します。

県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合に、自動車税（環境性能割・種別割）等を減免する制度を設けています。申請は、県税事務所窓口のほか、郵送又はインターネットを利用した「ながの電子申請」でも可能です。申請期限は5月31日までとなっていますので、忘れずに申請をお願いします。

(Q) なるほど、該当される方は忘れずにお願いします。

それでは最後に、納税方法についてもお知らせがあるとお聞きしていますのでお願いします。

(A) はい。令和6年度の自動車税種別割の納期限は5月31日金曜日となっています。県税事務所窓口、全国の金融機関及び郵便局、コンビニエンスストアで納付することができるほか、スマートフォン決済アプリでの納付、あるいは、インターネットの地方税お支払いサイトからのクレジットカード、ペイジー、ネットバンキングでの納付も可能となっています。これらをご活用いただくなどにより、ぜひ納期限までに納付いただくようお願いします。

なお、本日お話した内容にご質問等がある場合は、南信県税事務所諏訪事務所へお問い合わせください。電話番号は0266-57-2905です。受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までです。よろしく申し上げます。